

# リスク管理への取り組み

## リスク管理の体制

金融の自由化・国際化の進展やデリバティブ取引等の新たな金融技術の発展は、金融機関の収益機会を拡大させる一方で、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど、経営上のリスクを多様化・複雑化させています。

銀行が安定した収益確保を図るためには、こうしたさまざまなリスク管理を強化・徹底することがますます重要になってきています。当行では「リスク管理体制の一層の充実・強化」を経営上の重要課題のひとつと位置づけ、平成12年6月にリスク管理部を設置し、総合的なリスク管理体制の構築に努めています。

## ALM 管理(資産・負債の総合管理)

銀行の資金運用・調達手段が多様化したことや金融ビッグバンの進展とともに、銀行の資産や負債は従来にも増してさまざまなリスクにさらされることとなりました。これらのリスクを管理するためには従来の財務会計だけでは対応が難しく、新たな経営管理手法が必要となりました。そこで当行では平成6年10月よりスプレッド収益管理制度を導入、現在に至っています。

スプレッド収益管理とは先進的な米国の銀行が導入している管理会計の手法で、銀行がお客さまと行う預金・貸出のお取引や銀行が独自で行う対マーケットの取引など、個々の取引が市場金利と比較して効率的に行われているかを分析する経営管理手法です。スプレッド管理手法の導入により、銀行の資産・負債に潜む金利リスクを的確に把握するとともに、金利リスクとそれによって生まれる収益のバランスを適正に保つことが可能となりました。

当行ではスプレッド収益管理により明らかになった金利リスクとともに、相場の変動により生ずる価格変動リスク・為替リスクなどを一元的に管理するALM体制を敷いています。ALMでは市場動向の把握・分析機能、資産負債のコントロール機能の充実を図るとともに、流動性の適正な維持や安定した収益の確保に努め、銀行全体の資産と負債のバランスが取れるようにしています。

ALMの運営にあたっては、経営陣を主体とするALM委員会において、当行の負っているリスクの総量とリスクの許容限度を十分に検討し、リスクを所

定の範囲内にコントロールしながら収益の安定化を図り、さらなる自己資本の充実に結び付けていきます。

## 信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の経営悪化などにより、貸し出した資金の元本や利息が約定どおり返済されず、損失が発生するリスクであり、銀行にとって最も本質的なリスクといえます。

当行では、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」において、信用格付・自己査定等に基づく個々の信用リスクを適切に管理するとともに、特定の業種、企業、グループ等への与信集中を排除し、リスク分散とリスクに見合ったリターン確保に努めています。

また、信用リスク管理を強化するために、貸出審査の徹底や事後管理の強化、研修・指導體制の充実等を図っています。貸出審査においては、お取引先の信用度に応じて格付を付与する信用格付制度を充実させると同時に、厳正な貸出審査基準のもと、資金使途の妥当性、財務状況、返済能力、成長性、保全面等を総合的に検討し、資金需要に迅速、的確に対応していくよう努めています。

さらに産業調査機能を強化するとともに、システム面でのサポートを拡充するなど貸出審査のバックアップ体制の充実・強化にも取り組んでいます。

研修・指導體制の面では、融資担当者への集合研修や営業店管理者に対する審査研修、本部の臨店指導、マニュアルの改善などを通して、審査能力の向上に努めています。

信用リスク管理の具体的な手法としては、一般与信額が一定額以上の先について12段階の信用格付を行う他、自己査定を年2回実施し、資産の健全性を検証しています。また地銀共同開発システムによる信用リスク計量化に取り組み、デフォルト率を算出し、データの蓄積、精度の向上を図っています。

市場取引にかかる信用リスク管理は、主に格付機関の格付を用い、格付ランクに応じた取引限度額を設定し、その遵守を以って信用リスクを管理しています。

## 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、為替、株価など相場の変動により損失が発生するリスクのことで、銀行は

市場関連リスクをあらかじめ定めた範囲内に収めつつ、適切にコントロールして収益を上げていくことが重要となります。

当行では、「市場関連リスク管理方針」・「市場関連リスク管理規程」などを制定し、市場取引において過度なリスクテイクを行うことなく、体力に見合ったリスクテイクと適切なリターンを得るようきめ細やかな管理体制を構築しております。また、近年取引が一般化したデリバティブ取引については、当行自身のリスクをコントロールするためのいわゆるヘッジ取引のみを行っており、当行の健全性を損なう恐れのある取引は行っておりません。

## 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金調達・運用のミスマッチや予期せぬ資金流出などにより、資金不足に陥るリスクのことです。

当行では、「流動性リスク管理方針」・「流動性リスク管理規程」において、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りを行うとともに、流動性、安全性、収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を図ることを定めております。また管理手法としては、資金調達可能額および預貸率についてガイドラインを設定し、モニタリングを行うとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策に基づきリスク管理を実施しています。

## 事務リスク管理

事務リスクとは、銀行業務の多様化、高度化、機械化および取引量の増大等に伴い、事務処理面で発生する事故等に関わるリスクのことです。

当行では、各部店の事務水準の向上や事務事故等の未然防止の観点から、事務指導・研修の充実・強化や機械化投資の拡充、内部検査体制の強化を図ることによって、銀行経営の原点である信用と健全性の維持向上に努めています。

事務水準の向上については、事務統括部による臨店指導および研修の実施や事務取扱規程に基づく事務処理の励行を徹底するなど、事務管理体制の整備に注力しています。

事務リスク管理の一環として、本部、営業店自身に「部店内検査」を義務づけるとともに、検査部が本部、営業店ならびに子会社に対し「立ち入り検査」を実施し、事務処理状況全般にわたって厳正な検査を行っています。

## システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムの障害などにより発生するリスクで、EDPリスクとも呼ばれています。

当行では、「システムリスク管理方針(セキュリティーポリシー)」・「システムリスク管理規程」において、保有する全ての情報資産の適切な保護を実現することを定めており、管理手法としては、システム関連の諸規程に従って、各システム管理部署がリスクの把握および管理を実施しています。

## 法令遵守(コンプライアンス)の体制

金融取引では、公正な競争の確保、インサイダー取引の禁止、マネー・ロンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが多数存在するほか、社会規範を逸脱することがないように、不健全な融資や営業活動を慎み、誠実で公正な行動をとることが求められます。

当行では、こうした法令やルールを厳正に遵守するため、リスク管理部内に法務室を設置し、コンプ

ライアンス・プログラムの策定、およびコンプライアンス統括責任者ならびにコンプライアンス担当者を全部店に配置しています。また、全役職員に対し「職員行動規範」および「コンプライアンス・マニュアル」を配布しており、部店内勉強会やコンプライアンス関連研修の実施等を通じて法令遵守体制の強化に努めています。